

## 香川県条例第32号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条の5 略</p>	<p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び次条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条の5 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。</p> <p>5～7 略</p>

(勤勉手当)

第14条の8 略

附 則

6 略

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

7 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第14条の5第2項から第4項まで及び第14条の8第2項の規定の適用については、第14条の5第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の145、」と、同条第4項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第14条の8第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

6 略

の45」とあるのは「100分の40」とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p>	<p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこ</p>

附 則

5 略

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定の適用については、第24条の3第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第24条の6第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

れに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額  
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

5 略

(知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当等) 第4条 略</p>	<p>(通勤手当等) 第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100</p>

分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

附 則

(期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当については、第4条の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第56号）附則第4項の規定は、適用しない。

附 則

(期末手当に関する特例措置)

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>5 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>2 教育長の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会が知事と協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>5 <u>平成15年12月に支給する期末手当については、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第56号）附則第4項の規定は、適用しない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)
- 2 知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の特例) 第7条 略</p>	<p>(期末手当の特例) 第7条 知事等の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に第1条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>2 教育長の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、教育長給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に100分の13を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>3 特別調整額等受給職員の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の3第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>4 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の13を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>5 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を</p>

(勤勉手当の特例)

第8条 略

附 則

2 略

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第7条及び第8条の規定の適用については、第7条第1項中「第4条」とあるのは「第4条及び附則第5項」とし、「同条の」とあるのは「これらの」とし、同条第2項中「第3条第2項」とあるのは「第3条第2項及び附則第5項」とし、「同項の」とあるのは「これらの」とし、同条第3項中「第2項から第6項まで」とあるのは「第2項から第6項まで及び附則第7項」とし、「及び」とあるのは「並びに」とし、「第2項から第5項まで」とあるのは「第2項から第5項まで及び附則第6項」とし、同条第4項及び第5項中「及び」とあるのは「及び附則第7項並びに」とし、第8条第1項中「第14条の8第2項から第4項まで」とあるのは「第14条の8第2項から第4項まで及び附則第7項」とし、「及び」とあるのは「並びに」とし、「第24条の6第2項から第4項まで」とあるのは「第24条の6第2項から第4項まで及び附則第6項」とし、同条第2項中「及び」とあるのは「及び

乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(勤勉手当の特例)

第8条 特別調整額等受給職員の受ける勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の6第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

2 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

2 略

附則第7項並びにとする。